

重要事項説明書 訪問看護（介護保険）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ライフデザイン
代表者氏名	金山 泰治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒236-0051 神奈川県横浜市金沢区富岡東 6 丁目 15-6 電話：045-784-7411 ファックス番号：045-784-7412
法人設立年月日	平成 29 年 12 月 18 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ダリア訪問看護ステーション能見台
ステーション コード	(1460890236)
事業所所在地	神奈川県横浜市金沢区富岡東 6-15-6
連絡先 相談担当者名	電話：045-784-7411 ファックス番号：045-784-7412 管理者：山鼻 健
事業所名称	ダリア訪問看護ステーション能見台 磯子サテライト
事業所所在地	神奈川県横浜市磯子区森 1-15-1 第一磯子ハイツ 1 階号 A 室
連絡先 相談担当者名	電話：045-370-7641 ファックス番号：045-370-7642 管理者：山鼻 健
事業所の通常の 事業の実施地域	横浜市

(2) サービスの提供方針

運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者様の「生活の質の向上」を追求・全従業員の「幸せ」の追求・地域に根ざしたサービスの追求
-------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月28日～1月3日までは休み)
営業時間	9:00～17:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日 (12月28日～1月3日までは休み)
サービス提供時間	9:00～17:00

3 提供するサービスの内容

- (1) 訪問看護計画書の作成および訪問看護報告書の作成
- (2) 病状および心身の状況の観察
- (3) 清拭および洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事、排せつおよびその他日常生活の世話
- (5) じょく瘡の予防および処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活および介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

4 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 利用料金（1）

訪問看護利用料

（乙負担金）

・料金の計算は、1カ月の単位合計に11.12円（横浜市の地域区分）を掛けたものとなるため、下記の料金とは多少異なる場合があります。

・料金のお支払いは基本的に金融機関より引き落としとさせていただきます。

・ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌月27日に引き落としさせていただきます。（27日が土日・祝祭日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。）

訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
指定訪問看護ステーションの場合					
（1）所要時間20分未満の場合	314	350	699	1,048	24時間体制、週1回以上
（2）所要時間30分未満の場合	471	524	1,048	1,572	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	823	916	1,831	2,746	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	1,255	2,509	3,763	
（5）理学療法士等による訪問の場合	294	327	654	981	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（90%）	265	295	590	884	1回につき
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,961	3,293	6,586	9,878	1月につき
複数名訪問加算（Ⅰ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	283	565	848	
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	447	894	1,341	
複数名訪問加算（Ⅱ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（看護師等＋看護補助者）	201	224	447	671	
所要時間30分以上の場合（看護師等＋看護補助者）	317	353	705	1,058	
長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）					1月につき
訪問看護ステーション	600	668	1,335	2,002	
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
（1）理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
（2）看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えているが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
早朝・夜間、深夜の訪問看護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

介護予防訪問看護利用料

介護予防訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
指定介護予防訪問看護ステーションの場合					
（1）所要時間20分未満の場合	303	337	674	1,011	24時間体制、 週1回以上
（2）所要時間30分未満の場合	451	502	1,003	1,505	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	794	883	1,766	2,649	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,090	1,212	2,424	3,636	
（5）理学療法士等による訪問の場合	284	316	632	948	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（50%）	142	158	316	474	1回につき
複数名訪問加算（Ⅰ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	283	565	848	
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	447	894	1,341	
複数名訪問加算（Ⅱ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（看護師等+看護補助者）	201	224	447	671	
所要時間30分以上の場合（看護師等+看護補助者）	317	353	705	1,058	
長時間介護予防訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）					1月につき
訪問看護ステーション	600	668	1,335	2,002	
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について					
（1）理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
（2）看護職員の訪問回数が理学療法士等の訪問回数を超えていないが、特定の加算を算定していない場合	-8	-9	-18	-27	1回につき
（3）指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、（1）（2）を算定している場合	-15	-17	-34	-50	1回につき
（4）指定介護予防看護の利用が12月を超える場合で、（1）（2）を算定していない場合	-5	-6	-11	-17	1回につき

追加サービス同意書（緊急時訪問看護加算・特別管理加算・自費での利用）	
私は、貴訪問看護ステーションの緊急時訪問看護加算のより、緊急時の場合等の電話による相談などを利用するため、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。	
私は、病気の状態から、（ ）の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。	
私は、貴訪問看護ステーションが提供する自費サービスについて説明を受け介護保険以外のサービスの提供を受け料金を支払うことに同意します。	

(2) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② サービスを提供するにあたって、キャンセル料と交通費は当社負担で対応いたします。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	金山 泰治
	イ	連絡先電話番号	045-784-7411
		同ファックス番号	045-784-7412
	ウ	受付時間	9時から17時

※ 担当する看護職員に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	金山 泰治
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 個人情報の保護と秘密の保持

- (1) 事業者は、収集した利用者およびその家族の個人情報については、利用者およびその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文書で利用者およびその家族の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族の個人情報の記録を、善良な管理者の注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。
- (4) 事業者は、職員が在職中に知ることのできた利用者およびその家族に関する秘密を、退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	1 事故につき 100,000 千円

11 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 記録の保管

- (1) 事業者は、職員ならびに設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。
- (2) 利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧および写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

13 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 神奈川県横浜市金沢区富岡東 6-15-6 電話番号 045-784-7411 ファックス番号 045-784-7412 受付時間 9時～17時
-----------------	--

【神奈川県健康保険団体連合会の窓口】	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8時30分～17時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
---------------------------	--

1.4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒236-0051 神奈川県横浜市金沢区富岡東 6-15-6	
	法人名	株式会社ライフデザイン	
	代表者名	金山 泰治	印
	事業所名	ダリア訪問看護ステーション能見台	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印